

東大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年2月

目次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
II-1	対策の目的及び基本的な戦略	4
II-2	対策の基本的考え方	5
II-3	対策実施上の留意点	8
II-4	発生時の被害想定等について	9
II-5	発生段階	11
II-6	対策推進のための役割分担	13
II-7	医療提供等における府との役割分担の考え方	17
II-8	市行動計画の主要6項目及び横断的留意点	21
	(1)実施体制	21
	(2)サーベイランス・情報収集	22
	(3)情報提供・共有	22
	(4)予防・まん延防止	24
	(5)医療	28
	(6)市民生活及び市民経済の安定の確保	29
III	各段階における本市の対策	30
III-1	未発生期	30
	(1)実施体制	30
	(2)サーベイランス・情報収集	31
	(3)情報提供・共有	32
	(4)予防・まん延防止	33
	(5)医療	34
	(6)市民生活及び市民経済の安定の確保	35
III-2	府内未発生期	36
	(1)実施体制	36
	(2)サーベイランス・情報収集	37
	(3)情報提供・共有	38
	(4)予防・まん延防止	38
	(5)医療	39
	(6)市民生活及び市民経済の安定の確保	41

Ⅲ－3 府内発生早期	42
(1) 実施体制	42
(2) サーベイランス・情報収集	43
(3) 情報提供・共有	43
(4) 予防・まん延防止	44
(5) 医療	45
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	46
Ⅲ－4 府内感染期	49
(1) 実施体制	49
(2) サーベイランス・情報収集	50
(3) 情報提供・共有	50
(4) 予防・まん延防止	51
(5) 医療	52
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	53
Ⅲ－5 小康期	55
(1) 実施体制	55
(2) サーベイランス・情報収集	55
(3) 情報提供・共有	55
(4) 予防・まん延防止	56
(5) 医療	56
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	56
【参考資料1】 特定接種の対象となる業種・職務について	58
【参考資料2】 新型インフルエンザ等対策における 国・都道府県・市町村の役割分担について	69
【参考資料3】 用語解説	77
【参考資料4】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	83